

千葉県特定非営利活動促進法に係る処分基準

I 総則

1 目的

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）における不利益処分の行使に関し、行政手続法第12条に規定する処分基準を定めることを目的とします。

2 対象となる処分

- ① 法第13条第3項
認証後6ヶ月を経過しても登記をしない法人の設立認証の取消し
- ② 法第42条
特定非営利活動法人に対する改善命令
- ③ 法第43条第1項及び第2項
法人設立認証の取消し
- ④ 法第65条第4項
認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人（以下、「認定特定非営利活動法人等」という。）に対する改善命令
- ⑤ 法第66条
認定特定非営利活動法人等に対するその他事業の停止命令
- ⑥ 法第67条
認定及び特例認定の取消し

ただし、①、④については、法令の定めにより言い尽くされているため処分基準を定めません。

また、⑤及び⑥についても、認定特定非営利活動法人等として認定した特定非営利活動法人は県が認証した全ての特定非営利活動法人の約1%程度と少数であり、現在に至るまで処分事例がなく、かつ、当面の間見込まれないため、処分基準を定めません。

3 基本的考え方

不利益処分にあたっての基本的な考え方を以下のとおりとします。

- ① 自由な市民活動を促進することを目的とする特定非営利活動促進法の趣旨を考慮すると、不利益処分は原則として抑制的であるべきである。
- ② ただし、当該法令等違反の重大性、当該行為が引き起こしている社会的影響、特定非営利活動法人制度の信頼性や安定性の確保のための必要性などを考慮し、必要があると判断する場合は不利益処分を行う。

II 処分基準

1 改善命令に係る処分基準（法第42条）

法第41条第1項による調査などにより特定非営利活動法人が法第42条の規定に違反していると認められたときは、違法性、社会的影響の重大性等を勘案し、違法事由を解消させるためには他に方法がないときに限り、改善命令を行使するものとします。

① 共通事項

- ・ 違反事実が複数年にわたっており、かつ、所轄庁の行政指導に従わなかったとき
- ・ 法第41条第1項による報告徴収に応じなかったとき

② 他の行政法規違反

特定非営利活動促進法以外の他の行政法規違反については、当該法令の所管官庁が当該法令違反を理由とした処分又は違法性の認定を行ったとき

③ 刑事法規違反

特定非営利活動法人の役員又は社員が、法人の事業として行う行為の中で、刑事事件を犯し、訴追されたとき

④ 行政処分違反

当該法令の所管官庁が当該行政処分に違反するものと判断したとき

2 法人設立認証取消しに係る処分基準（法第43条第1項、第2項）

法人設立認証の取消し処分を行うにあたっての判断基準及び考慮すべき事項以下のとおりとします。

(1) 判断基準

① 法第42条による改善命令に従わないとき

- ・ 何ら改善のための対応をとらないとき
- ・ 改善のための何らかの対応をとってはいるが、違法状態が解消される見込みがないとき
- ・ 違法状態を解消するために取りうる他の手段がないとき

② 3年以上にわたって事業報告書等を提出しなかったとき

法第29条に規定する事業報告書等を事業年度終了後3ヶ月以内に提出しなかったとき

(2) 考慮すべき事項

- ① 法人設立認証の取消しにあたっては、再度の改善命令や改善命令違反に対する刑事罰（罰金刑）の告発など、当該法人の違法状態を解消する

ために取りうる他の手段がないかどうかについて検討します。

- ② 最終的に法人設立認証取消しを行うにあたっては、当該違法行為の違法性の程度、当該法人による違法状態の改善のための取り組みの状況、違法状態解消のための代替措置の可否、当該法人の違法状態を放置することが特定非営利活動法人制度の信頼性や安定性に与える影響、などを考慮します。
- ③ 認証の取消しにあたっては、原則として改善命令を経ることとし、違法行為をめぐる社会的状況が極めて深刻である場合であって、改善命令によってはその改善を期待することができないことが、客観的状況から判断できる場合に限り、改善命令を経ずして認証取消を行うものとし、ます。
- ④ 事業報告書等の全ての書面が3年間未提出の場合は、改善命令を経由することなく、法人設立認証を取り消します。